

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

平成八年十二月十三日

鳥取県知事 西尾邑 次

目次

◇告示 保険薬剤師の登録 (保険課)

保険薬局の指定の辞退 (〃)

肥料の登録 (経営指導課)

肥料の登録の有効期間の更新 (〃)

保安林の指定の解除予定 (三件) (森林保全課)

選管告示 選挙管理委員会の招集

◇公募型指名競争入札の実施 (三件) (管理課)

告示

鳥取県告示第八百二十二号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

平成八年十二月十三日

鳥取県知事 西尾邑 次

鳥取県告示第八百二十四号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第七条の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成八年十二月十三日

鳥取県知事 西尾邑 次

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
原太一	鳥薬一〇〇六号	平成八年十一月十八日
中尾一江	鳥薬一〇〇七号	平成八年十一月二十七日

鳥取県告示第八百二十三号

保険薬局の指定の辞退があつたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第二条の規定により、次のとおり告示する。

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(パーセント)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	登録年月日
鳥取県第 五三〇号	甲殻類質 肥料粉末	カニガラ肥 料	窒素全量 四・〇 りん酸全量 六・〇	有限会社錦海化成	平成八年十一月三日	
鳥取県第 五三一號	乾燥菌体 肥料	水産有機菌 体肥料	窒素全量 六・〇 りん酸全量 八・〇	公定規格との おり	境港市昭和町七一三 ク	

鳥取県告示第八百二十五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

平成八年十二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(パーセント)	その他の規格	生産業者の名称及び所	登録の有効期間
鳥取県第 五〇五号	甲殻類質 肥料粉末	カニ殻粉末	窒素全量 四・〇 りん酸全量 四・〇	規 格	日本カシケル有限会社 境港市昭和町二一一四	平成十四年 十一月十五日

鳥取県告示第八百二十六号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年十二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百二十七号
次のように保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年十二月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所
日野郡日野町中菅字瀧山東平ラ四六四の三・四六四の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
公衆の保健

三 解除の理由
農道用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。

鳥取県公報

鳥取県告示第八百一十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第一百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年十一月十三日

鳥取県知事 西 尾 四 次

公 告

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町中音字瀧山五七六の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

平成8年12月13日

鳥取県知事 西 尾 四 次

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第五四号

平成八年第十四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成八年十一月十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悅

一 日時 平成八年十一月二十一日（金）午前十一時

- 一 場所 鳥取市東町一丁目1110 鳥取県庁選挙管理委員会
三 議題 平成八年度青年リーダー研修会の開催について

県立フライヤーパーク新築工事（展望回廊建築）について、公募型指名競争入札を行うので、入札参加希望者は技術資料及び入札参加資格確認書類を提出されたく公告します。

平成8年12月13日

鳥取県知事 西 尾 四 次

1 工事の概要

(1) 工事名 県立フライヤーパーク新築工事（展望回廊建築）

(2) 工事場所 西伯郡会見町鶴田

(3) 工事内容

ア 本施設は、起伏のある広大な敷地の中央に位置し、自然の中で平らな円形回廊より園内の自然や植物を望むことのできる円形展望回廊である。

イ 地上部は、鉄骨造で地盤面より床面までが最高部では約27メートル、床及び屋根を支える柱は主に中空のP Cコンクリートで、一部分がコンクリート造の角形トンネルとなっている。

ウ 本工事は、同時施工となる造成、造園工事、今後発注予定の別棟建築工事等と重複するため、綿密な相互間の仮設・安全・施工計画等を立て互いに協調を図る必要がある。

エ 本工事に付帯して別途発注する設備工事相互間にについて、機能上・納まり上等、特に綿密な調整を行う必要がある。

平成8年12月13日曜金

鳥取県公認

(4) 工事の規模、構造等

面積 通路面積 約 3,107m²

回廊 鉄骨造 約 946m

基礎 鋼筋コンクリート造 約 62m

屋根 シート防水及びコンクリート

本工事に付帯して別途発注する工事

電気設備工事

(5) 工期 平成9年2月定例鳥取県議会の議決の日の翌日から平成10年11月30日まで(予定)

2 技術資料及び入札参加資格確認書類の提出を求める対象者
 技術資料及び入札参加資格確認書類(以下「技術資料等」という。)の提出の対象となる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 本工事は特定建設工事共同企業体による共同施工とする。

イ 共同企業体の結成は、(2)で定める構成員の資格を満たす者の2者による自主結成とし、県外に本店(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する本店をいう。以下同じ。)を有する者1者と省内に本店を有する者1者による組合せとする。

ウ 構成員の出資比率は、10分の3以上であることとする。

エ 共同企業体の代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する要件

ア 県外に本店を有する者

(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者

又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

(イ) 知事が定める平成8年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、一般建築工

事に係るものを作ること。

(ア) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査における建築一式工事の総合評点が1,500点以上であること。

(エ) 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業(建築工事業)の許可を受けていること。

(オ) 平成8年12月13日(金)から平成9年2月4日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(カ) 昭和62年度以降に、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延べ床面積3,000平方メートル以上の建築工事(倉庫、工事又は共同住宅の用途以外の新築又は増築工事に限る。)を元請けとして施工実績があること。

ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、すべての構成員が均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。

(キ) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

(1) 建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者

(2) 昭和62年度以降に、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延べ床面積3,000平方メートル以上の建築工事(倉庫、工場又は共同住宅の用途以外の新築又は増築工事に限る。)に従事した経験を有する者

(ク) 鳥取県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有すること。

(ケ) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

イ 県内に本店を有する者

(ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

(イ) 知事が定める平成8年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、一般建築工事A級の資格があると認定を受けた者であること。

(ウ) 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業（建築工事業）の許可を受けていること。

(エ) 平成8年12月13日（金）から平成9年2月4日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けないこと。

(オ) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

① 建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者

② 建築工事（新築又は増築工事に限る。）に従事した経験を有する者

(カ) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

3 技術資料等の作成及び提出

技術資料等は、技術資料作成要領に基づき作成されたものを提出することとし、その交付は、次により希望者に直接配布するものとする。

(1) 技術資料作成要領の交付

ア 交付期間

平成8年12月13日（金）から同月27日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

(2) 技術資料等の提出

ア 提出期間

平成8年12月13日（金）から同月27日（金）までの日（日曜日等を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

ウ 提出方法

技術資料等は、持參の上提出しなければならない。

(3) 技術資料等の審査
提出された技術資料等を基に、審査し、指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報入手のための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）である。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されるとは限らない。
(3) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。
(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。

県立フランチャーチ新築工事（レストラン・管理棟他建築）について、公募型指名競争入札を行うので、入札参加希望者は技術資料及び入札参加資格確認書類を提出されたく公告します。

平成8年12月13日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 工事の概要

(1) 工事名 県立フランチャーチ新築工事（レストラン・管理棟他建築）

(2) 工事場所 西伯郡会見町鶴田

(3) 工事内容

ア 本施設は、フランチャーチの入口部分にあたり、入園者を迎える玄関としての機能を持つ西館並びに管理・エネルギーセンターの機能及び大山や園内が眺望で

電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事

イ 管理・エネルギーセンターは、主構造が、鉄筋コンクリート造一部屋根面が鉄骨造となっている。また、西館は鉄筋コンクリート造2階建で一部屋根が鉄骨造である。

ウ 本工事は、同時施工となる造成、造園工事、今後発注予定の別棟建築工事等と重複するため、綿密な相互間の仮設・安全・施工計画等を立て互いに協調を図る必要がある。

エ 本工事に付帯して別途発注する設備工事相互間にについて、機能上・納まり上等、特に綿密な調整を行う必要がある。

(4) 工事の規模、構造等

レストラン・管理棟

構造 鉄筋コンクリート造及び鉄骨造 平屋建

面積 建築面積 約 1,895m²

延べ床面積 約 1,771m²

基礎 桧基礎

屋根 アスファルト防水及びシート防水

外壁 コンクリート打放し及びコンクリート打放し骨材コテ塗り

付属棟 電気室 鉄筋コンクリート造 平屋建

延べ床面積 約 74m²

西館

構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2階建

面積 建築面積 約 775m²

延べ床面積 約 478m²

基礎 杭基礎

屋根 アスファルト防水及びシート防水

外壁 コンクリート打放し及びコンクリート打放し骨材コテ塗り

本工事に付帯して別途発注する工事

(5) 工期 平成9年2月定例鳥取県議会の議決の日の翌日から平成10年9月30日まで(予定)

2 技術資料及び入札参加資格確認書類の提出を求める対象者

イ 共同企業体の結成は、(2)で定める構成員の資格を満たす者の3者による自主結成とし、県内に建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する本店となる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 本工事は特定建設工事共同企業体による共同施工とする。

イ 共同企業体の代表者は、(2)アの要件をすべて満たす者による組合せとする。

ウ 構成員の出資比率は、10分の2以上であることとする。

エ 共同企業体の代表者は、(2)アの要件をすべて満たす者であって、出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する要件

ア 代表者となる者

(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

(イ) 知事が定める平成8年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、一般建築工事A級の資格があると認定を受けた者であること。

(ウ) 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業(建築工事業)の許可を受けていること。

(エ) 平成8年12月13日(金)から平成9年2月4日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(オ) 昭和62年度以降に、鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート

鳥取県公署

- 造で延べ床面積1,000平方メートル以上の建築工事（新築又は増築工事に限る。）を元請けとして施工実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、すべての構成員が均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。
- (カ) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
- ① 建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者
 - ② 延べ床面積1,000平方メートル以上の建築工事（新築又は増築工事に限る。）に従事した経験を有する者
 - (キ) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
 - イ 代表者以外の者
 - (フ) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。
 - (ア) 知事が定める平成8年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、一般建築工事A級の資格があると認定を受けた者であること。
 - (ホ) 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業（建築工事業）の許可を受けていること。
 - (エ) 平成8年12月13日（金）から平成9年2月4日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (オ) 次に掲げる基準を満たす監理技術者をそれぞれ1名当該工事に専任で配置できること。
 - ① 建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者
 - ② 建築工事（新築又は増築工事に限る。）に従事した経験を有する者
 - (カ) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面に

において関連がある建設業者でないこと。

3 技術資料等の作成及び提出
技術資料等は、技術資料作成要領に基づき作成されたものを提出することとし、その交付は、次により希望者に直接配布するものとする。

- (1) 技術資料作成要領の交付

ア 交付期間

平成8年12月13日（金）から同月27日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

- (2) 技術資料等の提出

ア 提出期間

平成8年12月13日（金）から同月27日（金）までの日（日曜日等を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

ウ 提出方法

技術資料等は、持參の上提出しなければならない。

- (3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、審査し、指名するものとする。

4 その他

- (1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）である。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があつても指名されるとは限らない。

- (3) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。

平成8年12月13日 金曜日

鳥取県公会

- (4) 工事内容に関する説明会は、行わない。
- (5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。

県立フラーーパーク新築工事（フローラードーム他建築）について、公募型指名競争入札を行うので、入札参加希望者は技術資料及び入札参加資格確認書類を提出されたく公告します。

平成8年12月13日

鳥取県知事 西尾邑 次

構造面積	建築面積	フローラードーム	約 1,285m ²
基礎	杭基礎	鳥館	約 469m ²
屋根	ガラス	フローラードーム	約 2,551m ²

展望回廊
構造
面積
基礎鉄骨造
通路面積
杭基礎398m²

延長 132m

外壁
構造
面積
基礎コンクリート打放し
シート防水

本工事に付帯して別途発注する工事

電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事

(5) 工期 平成9年2月定例鳥取県議会の議決の日の翌日から平成10年11月30日まで(予定)

ただし、指定部分に係る工事は平成10年9月30日まで(予定)とする。
なっており、展望回廊部分は鉄骨造で床及び屋根を支える柱は中空のPCコンクリートである。

ウ 本工事は、同時施工となる造成、造園工事、今後発注予定の別棟建築工事等と重複するため、綿密な相互間の仮設・安全・施工計画等を立て互いに協調を図る必要がある。

エ 本工事に付帯して別途発注する設備工事相互間にについて、機能上・納まり上等、特に綿密な調整を行う必要がある。

- (4) 工事の規模、構造等
フローラードーム、鳥館（指定部分）

構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	2階建
面積	建築面積	フローラードーム
		約 1,285m ²

構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	2階建
面積	建築面積	フローラードーム
		約 1,285m ²

構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	2階建
面積	建築面積	フローラードーム
		約 1,285m ²

- (4) 工事の規模、構造等
フローラードーム、鳥館（指定部分）

構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	2階建
面積	建築面積	フローラードーム
		約 1,285m ²

構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	2階建
面積	建築面積	フローラードーム
		約 1,285m ²

構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	2階建
面積	建築面積	フローラードーム
		約 1,285m ²

構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	2階建
面積	建築面積	フローラードーム
		約 1,285m ²

構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	2階建
面積	建築面積	フローラードーム
		約 1,285m ²

構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	2階建
面積	建築面積	フローラードーム
		約 1,285m ²

構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	2階建
面積	建築面積	フローラードーム
		約 1,285m ²

構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	2階建
面積	建築面積	フローラードーム
		約 1,285m ²

構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	2階建
面積	建築面積	フローラードーム
		約 1,285m ²

構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	2階建
面積	建築面積	フローラードーム
		約 1,285m ²

構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	2階建
面積	建築面積	フローラードーム
		約 1,285m ²

構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	2階建
面積	建築面積	フローラードーム
		約 1,285m ²

構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	2階建
面積	建築面積	フローラードーム
		約 1,285m ²

構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	2階建
面積	建築面積	フローラードーム
		約 1,285m ²

構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	2階建
面積	建築面積	フローラードーム
		約 1,285m ²

構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	2階建
面積	建築面積	フローラードーム
		約 1,285m ²

構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	2階建
面積	建築面積	フローラードーム
		約 1,285m ²

構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	2階建
面積	建築面積	フローラードーム
		約 1,285m ²

構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	2階建
面積	建築面積	フローラードーム
		約 1,285m ²

構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	2階建
面積	建築面積	フローラードーム
		約 1,285m ²

構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	2階建
面積	建築面積	フローラードーム
		約 1,285m ²

構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	2階建
面積	建築面積	フローラードーム
		約 1,285m ²

構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	2階建
面積	建築面積	フローラードーム
		約 1,285m ²

構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	2階建
面積	建築面積	フローラードーム
		約 1,285m ²

構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	2階建
面積	建築面積	フローラードーム
		約 1,285m ²

構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	2階建
面積	建築面積	フローラードーム
		約 1,285m ²

構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	2階建
面積	建築面積	フローラードーム
		約 1,285m ²

構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	2階建
面積	建築面積	フローラードーム
		約 1,285m ²

構造	鉄筋コンクリート造及び鉄骨造	2階建
面積	建築面積	フローラードーム
		約 1,285m ²

県 取 鳥

る本店をいう。以下同じ。) を有する者1者と県内に本店を有する者2者による組合せとする。

ウ 構成員の出資比率は、10分の2以上であることとする。

エ 共同企業体の代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する要件

ア 県外に本店を有する者

(ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者

又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

(イ) 知事が定める平成8年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、一般建築工事に係るものと有すること。

(ウ) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査における建築一式工事の総合評点が1,500点以上であること。

(エ) 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業(建築工事業)の許可を受けていること。

(オ) 平成8年12月13日(金)から平成9年2月4日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(カ) 昭和62年度以降に、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で延べ床面積3,000平方メートル以上の建築工事(倉庫、工事又は共同住宅の用途以外の新築又は増築工事に限る。)を元請として施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、すべての構成員が均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。

(キ) 次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

① 建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けること。

② 建築工事(新築又は増築工事に限る。)に従事した経験を有する者

(カ) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

3 技術資料等の作成及び提出

技術資料等は、技術資料作成要領に基づき作成されたものを提出することとし、その交付は、次により希望者に直接配布するものとする。

① 建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者

② 昭和62年度以降に、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリー

ト造で延べ床面積3,000平方メートル以上の建築工事(倉庫、工場又は共同住宅の用途以外の新築又は増築工事に限る。)に従事した経験を有する者

(カ) 鳥取県内に建設業法第3条第1項に規定する営業所を有すること。

(ケ) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

イ 県内に本店を有する者

(ア) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

(イ) 知事が定める平成8年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、一般建築工事A級の資格があると認定を受けた者であること。

(ウ) 建設業法第3条第6項に規定する特定建設業(建築工事業)の許可を受けていること。

(エ) 平成8年12月13日(金)から平成9年2月4日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(オ) 次に掲げる基準を満たす監理技術者をそれぞれ1名当該工事に専任で配置できること。

① 建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けること。

② 建築工事(新築又は増築工事に限る。)に従事した経験を有する者

(カ) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

1 技術資料作成要領の交付

技術資料等は、技術資料作成要領に基づき作成されたものを提出することとし、そ

の交付は、次により希望者に直接配布するものとする。

2 交付期間

ア 交付期間

平成8年12月13日

平成8年12月13日（金）から同月27日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「日曜日等」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

(2) 技術資料等の提出

ア 提出期間

平成8年12月13日（金）から同月27日（金）までの日（日曜日等を除く。）の

午前9時から午後4時まで

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係

ウ 提出方法

技術資料等は、持参の上提出しなければならない。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、審査し、指名するものとする。

4 その他

(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係（電話番号0857-26-7347）である。

(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があつても指名されるとは限らない。

(3) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。

(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。